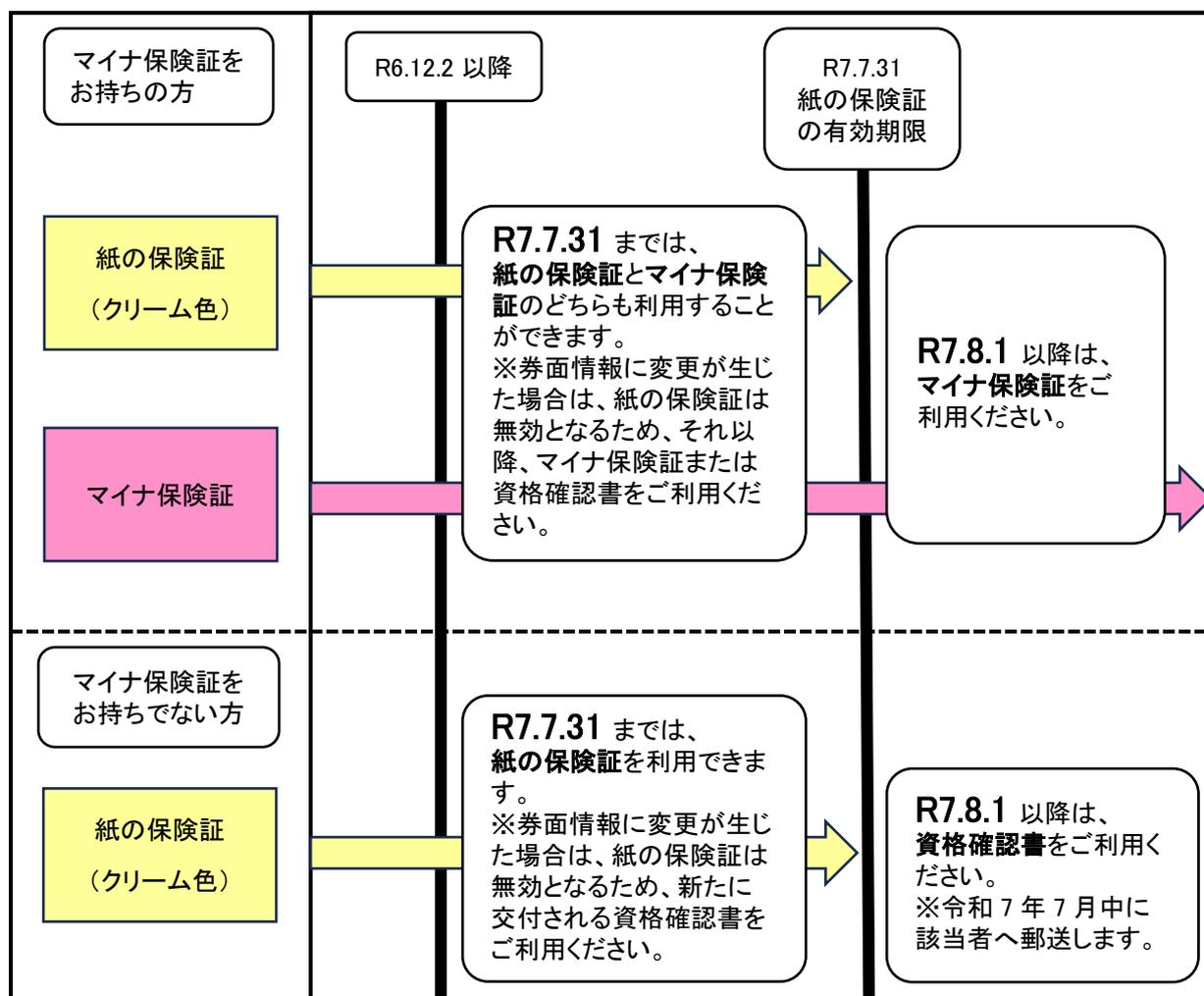


被保険者証の廃止について

- ① 令和6年12月2日で現行の被保険者証は廃止となり、交付できなくなります。
※紛失等による再交付もできなくなります。
- ② 交付された被保険者証は、記載の有効期限(令和7年7月31日)までご利用できます。

令和6年12月2日以降

- ① 券面情報の変更や紛失等による再交付は、資格確認書を交付します。
- ② 被保険者証をお持ちの方は、以下のイメージ図に則った運用になります。



マイナンバーカード保険証利用についてのお問い合わせ先

マイナンバーカード保険証利用の詳細については、厚生労働省の以下の電話番号へご連絡ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**